

加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第3号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 当該施設を設置している自治体において、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査による決定を受けており、次に掲げる施設等ではないもの。

- ① 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
- ② 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
- ③ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
- ④ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料並びに実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。

(3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。

- ① 子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者。
- ② 子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受けている者。
- ③ 企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者。

(対象費用)

第3条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第4条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、月あたり2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定を受けた日の属する年度の前年度以前の直近3年間における平均月額利用料(10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第6条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出するものとする。

2 対象施設等は市長が別に定める日までに、月毎の在籍名簿(様式第2号)を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(支給決定等)

第7条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第3号)により、支給しないことを決定したときは加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第4号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第8条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、加古川市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様

式第5号)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(関係書類の整備)

第11条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第12条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月9日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月12日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

申請日 年 月 日

加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書

（宛先）加古川市長

【申請にあたって同意していただく事項】	
1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を加古川市が閲覧及び調査すること。	
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の付帯業務のために加古川市が利用すること。	
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。	
4. 記入内容に軽微な修正があった場合、職員が加筆・修正すること。	
以上のことに同意し、以下のとおり申請します。	

1. 申請者について記入してください。

申請者	フリガナ		申請幼児との続柄	1父 2母	現住所	〒 —
	氏名			3その他（ ）		
	生年月日	年 月 日		注）該当番号を○で囲い、その他の場合は（ ）内も記載して下さい。		
	連絡先 ※1		<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

※1 連絡先（電話番号）欄は、平日の日中に確実に連絡がとれる順に記入してください。

2. 申請幼児について記入してください。

申請幼児 ※2	フリガナ		現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 —
	氏名			
	生年月日	年 月 日		

※2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 利用した施設等を記入してください。

フリガナ		所在地	〒 —
施設名			
契約している利用料 ※3	<input type="checkbox"/> 月額 円	<input type="checkbox"/> 日額 円	<input type="checkbox"/> 時間額 円

※3 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、該当利用料の月額相当分を算定（十円未満端数切捨て）し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。（裏面も必ず記入して下さい。）

4. 支給申請額を記入してください。

支給申請額		金 円 (年 月 ~ 年 月分)					
対象月	(a) 対象施設等に 支払った月額利用料 ※4 ※5	(b) 月額基準額 ※6	(c) 請求額 (aとbを比較 して小さい方)	対象月	(a) 対象施設等に 支払った月額利用料 ※4 ※5	(b) 月額基準額 ※6	(c) 請求額 (aとbを比較 して小さい方)
4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
7月				1月			
8月				2月			
9月				3月			
請求額 (c) の合計							円

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証等）を添付してください。

※5 利用料の認定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定（十円未満端数切捨て）して下さい。

※6 月額基準額は、加古川市からの支給申請依頼で記載があった額を記載してください。

5. 給付金の振込先を記入してください（※7 ※8）

金融機関番号				金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合							
支店番号				支店名								
口座番号						預金種別	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座			
口座名義(カタカナ)												

※7 振込先（口座番号・口座名義）が記載された通帳のコピーを添付してください。

※8 請求者と口座名が異なる振込先（対象施設等は不可。）を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私（請求者）は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。

請求者氏名 _____

月毎の在籍名簿

施設名 _____

No.	生年月日	クラス年齢	幼児フリガナ	幼児氏名	幼児の在籍状況											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

- (1) 「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に○印をつけてください。
- (2) 上記には、対象施設等に概ね1日4時間以上8時間未満、週5以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。
- (3) 名簿の順は、クラス年齢毎に幼児フリガナの五十音順に記入してください。

〒〇〇〇-〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇様

加古川市長

加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 支給決定兼支払通知書

加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

申請幼児	氏 名			
申請者	住 所			
	氏 名			
振込先	金融機関		支 店	
	口座種別		口座番号	
	口座名義人カナ			
	振込予定日			
	支給対象月			
	支 給 額			

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、加古川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第7条関係）

加 幼 保 第 号
年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇様

加古川市長

加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 支給申請却下通知書

加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により却下となりましたので、通知します。

申請幼児	氏名			
申請者	住所			
	氏名			
利用	年月	年月日		
請求	年月日	年月日	請求額	円
利用	施設			
利用	区分			
却下	年月日	年月日		
却下	理由			

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、加古川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第9条関係）

加 幼 保 第 号
年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇様

加古川市長

加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業 支給決定取消通知書

〇年〇月〇日付で決定した加古川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により取り消しましたので、通知します。

申 請 幼 児	氏 名	
申 請 者	住 所	
	氏 名	
取 消 年 月 日		年 月 日
取 消 理 由		
備 考		

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、加古川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなく